

# 天童市農業委員会告示第11号

天童市農地改良指導要綱を次のように定める。

令和3年8月25日

天童市農業委員会  
会長 堀越 重助

## 天童市農地改良指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農地法（昭和27年法律第229号）第2条第1項に規定する農地（以下「農地」という。）について、農地改良を行おうとする者に対し適正な指導を行い、優良農地の保全と農業経営の改善に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において農地改良とは、農地の所有者（耕作者を含まない。以下「農地所有者」という。）が、農地の利用の最適化及び機能の向上を目的として行う盛土等の行為（請負によるものを含む。）をいう。

(基準)

第3条 農地改良は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 農地改良に要する期間は、6か月未満であること。
- (2) 農地改良を行う農地面積は、3,000平方メートル未満であること。
- (3) 盛土の高さは、隣接する土地、接続する道路又は水路のいずれか最も低い地点を基準点とし、当該基準点から1メートル未満であること。ただし、傾斜地に存在する農地において、盛土の高さが1メートル以上と見込まれる農地改良については、第5条第3項に規定する関係機関との確認において排水計画等を審査し、当該農地改良の是非を判断するものとする。
- (4) 耕作土（表土）は耕作に適さない砂利等を含まないものとし、厚さは30センチメートル以上であること。
- (5) 建設工事に伴う発生土の処分のみを目的としないこと。
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物及び同条第4項に規定する産業廃棄物を搬入しないこと。

2 前項第2号から第6号までに掲げる事項のいずれにも該当し、及び農業委員会がやむを得ないと認める理由がある場合は、同項第1号の規定にかかわらず、6か月を超えて農地改良を行うことができるものとする。

3 天童市農業委員会（以下「農業委員会」という。）は、第1項各号に掲げる事項のいずれかに該当しない場合は、農地所有者に対し、農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に基づき、一時的な転用を含め、農地を農地以外のものにするための許可の申請を検討するよう指導するものとする。

4 農業委員会は、前項の規定による許可の申請であっても、農地法第4条第6項各号又は第5条第2項各号のいずれかに該当する場合は、許可することができない旨を申し添えるものとする。

（適用除外）

第4条 農業委員会は、農地改良を行おうとする農地が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則として農地改良を行わないよう農地所有者に指導するものとする。ただし、第1号から第3号までに掲げる法令等に基づき当該農地改良に係る許可を受けた場合又は当該農地改良に係る届出を行った場合は、この限りでない。

(1) 砂防法（明治30年法律第29号）第2条の規定に基づき指定される砂防指定地の範囲に含まれる場合

(2) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の規定に基づき指定される地すべり防止区域の範囲に含まれる場合

(3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき指定される急傾斜地崩壊危険区域の範囲に含まれる場合

(4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき指定される土砂災害警戒区域又は同法第9条第1項の規定に基づき指定される土砂災害特別警戒区域の範囲に含まれる場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、土砂災害等が発生するおそれがある溪流地の範囲に含まれる場合

（協議及び届出）

第5条 農地改良を行おうとする農地所有者は、当該農地改良の概要について、次項各号に掲げる書類を持参の上、あらかじめ農業委員会事務局と協議するものとする。

2 農地改良を行おうとする農地所有者は、前項に規定する協議の終了後、次の各号に掲げる書類を添付し、農地改良届出書（様式第1号。以下「届出書」という。）を農業委員会事務局に提出するものとする。

(1) 位置図

(2) 案内図（住宅地図等）

(3) 公図（字限図。発行から3か月以内のものに限る。）

(4) 全部事項証明書（発行から3か月以内のものに限る。）

(5) 平面図及び縦横断図（着手前及び完了後）

- (6) 排水計画図
- (7) 土砂等の搬入及び搬出経路図
- (8) 営農計画書（様式第2号。以下「営農計画書」という。）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、農業委員会が必要と認める書類

3 農業委員会は、前項の規定により届出書が提出された場合は、天童市総務部危機管理室、市民部生活環境課及び建設部建設課並びに関係する土地改良区等へ必要な確認を行うとともに、当該農地を所管する地区担当農業委員が農地所有者の立会いの上現地を調査し、当該届出内容の適法性及び妥当性を審査した上で、受理又は不受理を決定するものとする。

4 農業委員会は、前項の規定により届出書の受理を決定した場合は、農地改良届出受理書（様式第3号。以下「受理書」という。）及び農地改良届出済標識（様式第4号。以下「標識」という。）を農地所有者に交付するものとする。

5 農業委員会は、農地所有者に対し、前項の規定による受理書及び標識の交付後に農地改良に着手し、及び完了まで当該農地に標識を設置するよう指導するものとする。

（現地調査）

第6条 前条第3項の規定により届出書の受理を決定した農地改良について、当該農地を所管する地区担当農業委員は、農地改良の期間内に随時現地を調査するものとし、当該現地調査によって農地改良の実施内容が届出内容の範囲を逸脱していると認められる場合は、直ちに届出内容の範囲内に是正するよう指導するものとする。

2 農業委員会は、農地所有者が前項の規定による指導に従わない場合は、農地法第51条第1項の規定に基づき、違反転用に対する処分を行うものとする。

（責任責務）

第7条 農地改良の実施により付近の農地、農作物、道路、水路等に損害又は被害を与えた場合は、農地所有者の責任で補償又は復旧するものとする。

（完了報告）

第8条 農地所有者は、農地改良が完了したときは、速やかに農地改良完了報告書（様式第5号）に着手前、施工中及び完了後の現場写真を添付し、農業委員会事務局に提出するものとする。

2 前項に規定する農地改良完了報告書が提出された場合は、当該農地を所管する地区担当農業委員が農地所有者の立会いの上営農計画書に従い現地を調査し、当該農地改良の完了を確認するものとする。

（完了後の利用）

第9条 農地所有者は、農地改良の完了後、営農計画書に従い当該農地を耕作の目的に供するものとする。

（違反行為に対する指導）

第10条 農業委員会は、第5条に規定する届出等を行わずに農地改良に類する行為が行われている農地を発見した場合は、直ちにその行為を中止し、及び原状に復旧するよう指導するものとする。

2 農業委員会は、農地所有者が前項の規定による指導に従わない場合は、農地法第51条第1項の規定に基づき、違反転用に対する処分を行うものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、農業委員会が別に定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に届出のあった農地改良については、なお従前の例による。